

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領の一部改正

新旧対照表

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

制定 平成12年 2月28日
 改正 平成14年 3月29日
 平成15年11月27日
 平成17年 7月15日
 平成18年11月 1日
 平成19年 4月 1日
 平成19年10月 1日
 平成21年 4月 1日
 平成22年 4月 1日
 平成23年 4月 1日
 平成24年 4月 1日
 平成25年 4月 1日
 平成26年 4月 1日
 平成27年 4月 1日
 平成28年 4月 1日
 平成28年 7月 1日

（目次）

- 第 1 目的
- 第 2 用語の定義
- 第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第 4 収集運搬業における積替え保管
- 第 5 処分業の許可申請又は届出等
- 第 6 担当健康福祉センター
- 第 7 許可証の交付
- 第 8 申請者の適格性の照会事務

第 1 目的
 （略）

第 2 用語の定義
 （略）

対 照 表

改 正 後

静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領

| | |
|----|-------------|
| 制定 | 平成12年2月28日 |
| 改正 | 平成14年3月29日 |
| | 平成15年11月27日 |
| | 平成17年7月15日 |
| | 平成18年11月1日 |
| | 平成19年4月1日 |
| | 平成19年10月1日 |
| | 平成21年4月1日 |
| | 平成22年4月1日 |
| | 平成23年4月1日 |
| | 平成24年4月1日 |
| | 平成25年4月1日 |
| | 平成26年4月1日 |
| | 平成27年4月1日 |
| | 平成28年4月1日 |
| | 平成28年7月1日 |
| | 平成29年4月1日 |

(目次)

- 第1 目的
- 第2 用語の定義
- 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等
- 第4 収集運搬業における積替え保管
- 第5 処分業の許可申請又は届出等
- 第6 担当健康福祉センター
- 第7 許可証の交付
- 第8 申請者の適格性の照会事務

- 第1 目的
(略)

- 第2 用語の定義
(略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

第3-1-(1) 許可申請書等

(略)

第3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

(略)

第3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第1号の1から様式第1号の4までに記載するものとする。

イ 様式第1号の1中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物の種類を含む。以下同じ。）を記入させること。

ウ 様式第1号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄及び「予定運搬先の名称、所在地及び電話番号」欄には、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、全ての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はないこと。

エ 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、様式第1号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記させること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付させることとしても差し支えない。

オ 政令別表第1、別表第2又は別表第3に定める施設において排出された場合にのみ特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物を取り扱う場合は、上記エの例による。

カ 変更許可申請の場合には、変更後の書類のほか、変更前の書類も添付させること。なお、記載内容に一切変更がない書類については、「変更前後」と明記の上、1枚のみ添付することとして差し支えない。

② 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の写真

- ・ 運搬車両の斜め前方及びその対角となる斜め後方から撮影した写真を原則とするが、運搬車両の正面（トレーラー類の場合は後面）及び側面から撮影した写真でも可とする。
- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

(ウ) (略)

イ～エ (略)

オ (ア)～(ウ) 略

(エ) a 「応急措置設備等」については、保護衣、吸収材等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。応急措置設備・器具リストとして様式第19号を添付すること。その際、次の点に留意すること。

- ・ 同様式の番号①から⑩までに掲げる設備等を全て保有しており、その数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。
- ・ 同様式の番号①から⑧までに掲げる設備等の写真又は図面が添付されていること。
- ・ 保護具（同様式の番号①から⑤まで）については、PCB廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（平成17年2月10日付け基発第0210005号厚生労働省労働基準局長通知）の別表1の1（収集等作業）に示されるすべての作業に対応できるよう選定されていること。

対 照 表

改 正 後

第 3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第 3-1 収集運搬業の許可申請

第 3-1-(1) 許可申請書等

(略)

第 3-1-(2) 許可申請書受付の際の留意事項

(略)

第 3-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① 事業計画の概要を記載した書類

ア 事業計画の概要は、様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 4 までに記載するものとする。

イ 様式第 1 号の 1 中「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類」欄には、混合物であっても個々の産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物の種類を含む。以下同じ。）を記入させること。

ウ 様式第 1 号の 1 中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄及び「予定運搬先の名称、所在地及び電話番号」欄には、産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ 1 者以上が記載されていれば足り、**すべて**の排出事業場又は運搬先を記載させる必要はないこと。

エ 特定の業種又は施設において排出された場合にのみ産業廃棄物に該当する廃棄物を取り扱う場合は、様式第 1 号の 1 中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄に、予定排出事業者の業種又は予定排出事業場に設置されている施設の種別を括弧書きで追記させること。なお、当該記載に代えて、発生フローシートを添付させることとしても差し支えない。

オ 政令別表第 1、別表第 2 又は別表第 3 に定める施設において排出された場合にのみ特別管理産業廃棄物に該当する産業廃棄物を取り扱う場合は、上記エの例による。

カ 変更許可申請の場合には、変更後の書類のほか、変更前の書類も添付させること。なお、記載内容に一切変更がない書類については、「変更前後」と明記の上、1 枚のみ添付することとして差し支えない。

② 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類

事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

ア 運搬車両の平面図等については、次の書面をもって足りること。

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の写真

・ 運搬車両の斜め前方及びその対角となる斜め後方から撮影した写真を原則とする。**ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第 7 条の 2 の 2 第 1 項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。**

・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第 7 条の 2 の 2 第 1 項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

(ウ) (略)

イ～エ (略)

オ (ア)～(ウ) 略

(エ) a 「応急措置設備等」については、保護衣、吸収材等のポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散、流出又は地下浸透を防止する際に用いる器具、消火器等の他、応急措置の内容を記載した書類等が常備されていること。応急措置設備・器具リストとして様式第 19 号を添付すること。その際、次の点に留意すること。

・ 同様式の番号①から⑩までに掲げる設備等を**すべて**保有しており、その数量は作業従事者の数と比較して妥当であること。

・ 同様式の番号①から⑧までに掲げる設備等の写真又は図面が添付されていること。

・ 保護具（同様式の番号①から⑤まで）については、PCB 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（平成 17 年 2 月 10 日付け基発第 0210005 号厚生労働省労働基準局長通知）の別表 1 の 1（収集等作業）に示されるすべての作業に対応できるよう選定されていること。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア（ア）～（ウ）（略）

（エ）積載物品の制限

a 土砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令に規定されているとおり（注）であるが、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

（注）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令に規定する「土砂等」とは、以下のものをいう。

- ・ 土
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）
- ・ 砕石
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- ・ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- ・ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は砕石状の石炭石及びけい砂

b タンク車で廃油を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第四類引火性液体の品名又は「廃油」の記載がなされていること。

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。

イ（略）

④～⑧（略）

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）

住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。

なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）

⑩～⑳（略）

対 照 表

改 正 後

④ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

ア（ア）～（ウ）（略）

（エ）積載物品の制限

a 土砂等

自動車検査証の備考欄に「積載物品は、土砂等以外のものとする。」と記載されている車両は、過積載を防止する目的から、専ら土砂等のみの積載はできないものであること。

なお、土砂等の解釈は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令に規定されているとおり（注）であるが、コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくずに、ガラスくずは含まれないとされている。

（注）土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法及び同法施行令に規定する「土砂等」とは、以下のものをいう。

- ・ 土
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）
- ・ 砕石
- ・ 砂利（砂及び玉石を含む。）又は砕石をアスファルト又はセメントにより安定処理した物及びアスファルト・コンクリート
- ・ 鉱さい、廃鉱及び石炭がら
- ・ コンクリート、れんが、モルタル、しっくいその他これに類する物のくず
- ・ 砂利状又は砕石状の石炭石及びけい砂

b タンク車で廃油を運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第四類引火性液体の品名又は「廃油」の記載がなされていること。

c タンク車で廃酸、廃アルカリを運搬する場合は、自動車検査証の備考欄に、消防法別表第六類酸化性液体の品名又は「汚水」の記載がなされていること。

（なお、類似の品名等の記載がある場合は、自動車検査登録事務所に確認の上、汚水と同等であると判断された場合は廃棄物リサイクル課と協議の上、対応を検討する。）

イ（略）

④～⑧（略）

⑨ 申請者の住民票の写し及び登記されていないことの証明書（申請者が個人である場合）

住民票の写し（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等及び在留カード等の番号）の記載のあるものに限る。以下同じ。）及び登記されていないことの証明書は、受付日から起算して3か月前の日以降に交付されたものであること。また、住民票の写しについては、個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出させること。（以下、住民票の写し及び登記されていないことの証明書について同じ。）。

なお、登記されていないことの証明書に記載されている住所及び本籍（本籍については記載がある場合）については住民票と同一の表記になっていることを確認すること。（以下、登記されていないことの証明書について同じ。）

⑩～⑳（略）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定（優良確認を含む。）を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成25年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第9条の2第3項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、平成23年4月1日以降1度目の更新許可（優良認定を伴わない）から2度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査

（略）

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等

（略）

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項

（略）

第3-2-(3) 変更届の添付書類

ア～エ （略）

オ 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類（様式第1号の1から様式第1号の4まで）のうち、記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

なお、車両又は船舶の変更にあつては、変更前後の全ての車両又は船舶の一覧表を併せて添付させること。

② 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

運搬車両の変更にあつては、次の(ア)及び(イ)の書類を提出させること。

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の写真（変更のあった車両に限る。）

- ・ 運搬車両の斜め前方及びその対角となる斜め後方から撮影した写真を原則とするが、運搬車両の正面（トレーラー類の場合は後面）及び側面から撮影した写真でも可とする。
- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

③ 事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）の所有権を有すること（届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類

運搬車両の変更（運搬車両を廃止した場合を除く。）にあつては、変更のあった車両につき、運搬車両の登録等を証する書類（自動車検査証等）の写しを提出させること。

第3-2-(4) 廃止届の添付書類

（略）

対 照 表

改 正 後

第3-1-(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定(優良確認を含む。)を受けている収集運搬業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月(改訂平成27年3月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第9条の2第3項(第10条の12第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要が生じた場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、平成23年4月1日以降1度目の更新許可(優良認定を伴わない)から2度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請(繰上げ更新許可申請)をすることができる。

第3-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)

第3-2 収集運搬業の届出

第3-2-(1) 届出書等 (略)

第3-2-(2) 届出書受付の際の留意事項 (略)

第3-2-(3) 変更届の添付書類 ア～エ (略)

オ 事業の用に供する施設(運搬容器その他これに類するものを除く。)並びに当該施設の設置場所及び構造又は規模の変更

① 事業計画の概要を記載した書類

事業計画の概要を記載した書類(様式第1号の1から様式第1号の4まで)のうち、記載内容に変更のあるものについて、変更前及び変更後をそれぞれ提出させること。

なお、車両又は船舶の変更にあつては、変更前後の**すべての**車両又は船舶の一覧表を併せて添付させること。

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

運搬車両の変更にあつては、次の(ア)及び(イ)の書類を提出させること。

(ア) 車庫の配置図及び付近の見取図

(イ) 運搬車両の写真(変更のあった車両に限る。)

- ・ 運搬車両の斜め前方及びその対角となる斜め後方から撮影した写真を原則とする。**ただし、他方向から撮影されたものであっても、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示及び車体形状が判読できれば可とする。**

- ・ 提出された写真において、自動車登録番号、省令第7条の2の2第1項に規定する事項の表示又は車体形状が判読できない場合は、適宜写真を追加させること。

③ 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の所有権を有すること(届出者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。)を証する書類

運搬車両の変更(運搬車両を廃止した場合を除く。)にあつては、変更のあった車両につき、運搬車両の登録等を証する書類(自動車検査証等)の写しを提出させること。

第3-2-(4) 廃止届の添付書類 (略)

改 正 前

第3-3 収集運搬業の許可証の再交付と返納
(略)

第3-4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

第3-4-(1) 欠格要件届

収集運搬業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部及び副本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

| 様 式 | 添付書類 | 提出部数 |
|--------------------------|------------------------|--------------|
| 欠格要件に係る届出書 (細則様式第20号) | 許可証 (許可証を失ったときは理由書) | 正本1部 副本2部 |

第4 収集運搬業における積替え保管
(略)

第5 処分業の許可申請又は届出等

第5-1 処分業の許可申請

第5-1-(1) 許可申請書等
(略)

第5-1-(2) 許可申請受付の際の留意事項
(略)

第5-1-(3) 添付書類の内容及び留意事項

① ア、イ (略)

ウ 様式第7号の1中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄及び「予定収集運搬者の名称、所在地及び電話番号」欄には、産業廃棄物の種類、処分方法及び処分後の処理方法ごとにそれぞれ1者以上が記載されていれば足り、全ての排出事業場又は運搬先を記載させる必要はないこと。

エ 複数の処分方法又は処分後の処理方法が存在する産業廃棄物の種類にあつては、様式第7号の1に全ての処分方法及び処分後の処理方法を記載させること。

オ～キ (略)

②ア 平面図、立面図、断面図（縦断及び横断面図）及び構造図のほか、処理施設（保管場所を含む。）の配置図を添付させること。

なお、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ～キ (略)

③～㉓ (略)

対 照 表

改 正 後

第 3 - 3 収集運搬業の許可証の再交付と返納 (略)

第 3 - 4 収集運搬業における欠格要件に係る届出書

収集運搬業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例 1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例 2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本 1 部及び副本 1 部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本 1 部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

| 様 式 | 添付書類 | 提出部数 |
|----------------------------|------------------------|------------------|
| 欠格要件に係る届出書 (細則様式第 20 号) | 許可証 (許可証を失ったときは理由書) | 正本 1 部 副本 2 部 |

第 4 収集運搬業における積替え保管 (略)

第 5 処分業の許可申請又は届出等

第 5 - 1 処分業の許可申請

第 5 - 1 - (1) 許可申請書等 (略)

第 5 - 1 - (2) 許可申請受付の際の留意事項 (略)

第 5 - 1 - (3) 添付書類の内容及び留意事項

① ア、イ (略)

ウ 様式第 7 号の 1 中「予定排出事業場の名称、所在地及び電話番号」欄及び「予定収集運搬業者の名称、所在地及び電話番号」欄には、産業廃棄物の種類、処分方法及び処分後の処理方法ごとにそれぞれ 1 者以上が記載されていれば足り、**すべて**の排出事業場又は運搬先を記載させる必要はないこと。

エ 複数の処分方法又は処分後の処理方法が存在する産業廃棄物の種類にあつては、様式第 7 号の 1 に**すべて**の処分方法及び処分後の処理方法を記載させること。

オ～キ (略)

②ア 平面図、立面図、断面図（縦断及び横断面図）及び構造図のほか、処理施設（保管場所を含む。）の配置図を添付させること。

なお、施設配置図は、屋外・屋内の別がわかるよう区分して記載すること。（写真を添付させること。）

また、処分前後の産業廃棄物の保管施設の共用又は特別管理産業廃棄物の保管施設との共用は認めない。

イ～キ (略)

③～㉓ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い
 既に優良認定（優良確認を含む。）を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成25年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、省令第10条の4第3項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、平成23年4月1日以降1度目の更新許可（優良認定を伴わない）から2度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ更新許可申請）をすることができる。

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査
 (略)

第5-2 処分業の届出
 (略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納
 (略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

第5-4-(1) 欠格要件届

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部及び副本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

| 様 式 | 添付書類 | 提出部数 |
|--------------------------|------------------------|--------------|
| 欠格要件に係る届出書 (細則様式第20号) | 許可証 (許可証を失ったときは理由書) | 正本1部 副本2部 |

第6 担当健康福祉センター
 (略)

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号（11桁）の交付手続き
 (略)

第7-2 許可日の取扱い
 (略)

対 照 表

改 正 後

第5-1-(4) 政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する優良認定業者の扱い

既に優良認定(優良確認を含む。)を受けている処分業について更新許可申請又は変更許可申請を行う場合は、「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月(改訂平成27年3月)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」に基づき、省令第10条の4第3項(第10条の16第2項において準用する場合を含む。)に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし、審査において必要がある場合には、添付を省略した書類について追加提出を求めることとする。なお、優良認定に係る基準の適合の確認については、別紙2-6「産業廃棄物処理業優良認定チェックリスト」により行うこと。

また、平成23年4月1日以降1度目の更新許可(優良認定を伴わない)から2度目の更新期限までの間においては、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請(繰上げ更新許可申請)をすることができる。

第5-1-(5) 更新許可申請書の審査 (略)

第5-2 処分業の届出 (略)

第5-3 処分業の許可証の再交付と返納 (略)

第5-4 処分業における欠格要件に係る届出書

処分業者が欠格要件に該当するに至ったときは、2週間以内に担当健康福祉センターへ届出させること。その際、以下の例により、欠格要件に該当するに至った具体的事由を記載させること。

(例1) 破産の場合

破産者の氏名又は名称、破産開始決定日、裁判所名

(例2) 刑罰を受けた場合

刑を受けた者の氏名又は名称、罪名、刑名、刑期又は金額、裁判所名、刑の確定年月日

なお、正本1部及び副本1部を廃棄物リサイクル課に送付し、副本1部は、担当健康福祉センターにおいて保管すること。

| 様 式 | 添付書類 | 提出部数 |
|--------------------------|------------------------|--------------|
| 欠格要件に係る届出書 (細則様式第20号) | 許可証 (許可証を失ったときは理由書) | 正本1部 副本2部 |

第6 担当健康福祉センター (略)

第7 許可証の交付

第7-1 統一許可番号(11桁)の交付手続き (略)

第7-2 許可日の取扱い (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

第7-3 許可証の記載

第7-3-(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(7) 「事業の区分」として「収集運搬」と記載し、業の種類を()書きで記載すること。なお、事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に3-1-(3)⑧に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(積替え及び保管を除く。)、(積替え及び保管を含む。)、(保管行為を除く。)

(〇〇工場から△△工場に運搬するものに限る。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

(4) 「産業廃棄物の種類」を別紙8の「産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)コード表」の順に記載し、「以上〇〇品目」と合計品目数を記載すること。

(ウ) 低濃度PCB廃棄物については、政令による区分ごと、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年7月26日環境省告示第98号)に規定する限定名称を組み合わせて記載する。

例1：同告示第2項第1号イ及び第2号の場合

廃PCB等(微量PCB汚染絶縁油が廃棄物となったもの又はPCBの濃度が5,000mg/kg以下のものに限る。)

例2：同告示第2項第2号ロからニに限定する場合

PCB汚染物(PCBの濃度が5,000mg/kg以下の汚染物(微量PCB汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったものを除く。))に限る。

イ、ウ(略)

対 照 表

改 正 後

第 7 - 3 許可証の記載

第 7 - 3 - (1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) 「事業の区分」として「収集運搬」と記載し、業の種類を () 書きで記載すること。

例：(積替え及び保管を除く。)、(積替え及び保管を含む。)、(保管行為を除く。)

(イ) 事業の範囲は申請内容に即したものとすること。

特に 3 - 1 - (3) ⑧に係る書類が添付されない場合は注意すること。

例：(グリスラップ汚泥に限る)

(○○工場から△△工場に運搬するものに限る。)

※事業範囲として排出事業場を記載する場合は所在地を記載すること。

(ウ) 低濃度 PCB 廃棄物については、政令による区分ごと、無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物 (平成 18 年 7 月 26 日環境省告示第 98 号) に規定する限定名称を組み合わせて記載する。

例 1：同告示第 2 項第 1 号イ及び第 2 号の場合

廃 PCB 等 (微量 PCB 汚染絶縁油が廃棄物となったもの又は PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下のものに限る。)

例 2：同告示第 2 項第 2 号ロからニに限定する場合

PCB 汚染物 (PCB の濃度が 5,000mg/kg 以下の汚染物 (微量 PCB 汚染絶縁油に汚染されたものが廃棄物となったものを除く。)) に限る。)

(エ) 「産業廃棄物の種類」を別紙 8 の「産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) コード表」の順に記載し、「以上○○品目」と合計品目数を記載すること。

イ、ウ (略)

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年 2月28日制定）

改 正 前

エ 許可の更新又は変更の状況

更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規許可の場合は、1行目に許可日及び「新規許可」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、当該更新許可を行った日以前の変更許可、変更届又は廃止届による書換えの履歴は省略することとする。

例1：新規許可の場合

平成11年12月1日 新規許可

例2：変更許可の場合

平成9年10月9日 新規許可

平成11年12月1日 変更許可

例3：更新許可の場合

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月1日 更新許可

例4：変更届による書換えの場合

平成6年10月9日 新規許可

平成8年4月1日 住所変更

平成9年11月1日 変更許可

平成10年6月29日 代表者変更

平成11年1月14日 品目の一部廃止

平成11年3月1日 許可証の再交付

例5：変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合

例4の場合で、平成11年10月9日に更新許可を行うと、

平成6年10月9日 新規許可

平成11年10月9日 更新許可

例6：更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了後に更新許可を行った場合（法第14条第3項が適用される場合）

例3の場合で、平成11年12月15日に更新許可を行うと、

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月15日 更新許可

（なお、同条第4項に規定する従前の許可の有効期間の満了の日の翌日は、平成11年12月1日となる。）

変更事項に係る日付の例は次のとおりである。

住所変更 … 登記事項証明書中の変更（移転）の日（登記の日ではない。）

住民票の転入又は転居の日（届出の日ではない。）

組織変更 … 登記事項証明書中の変更の日（登記の日ではない。）

代表者変更 … 登記事項証明書中の就任の日（登記の日ではない。）

オ、カ （略）

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア （略）

イ (ア)、(イ) （略）

対 照 表

改 正 後

エ 許可の更新又は変更の状況

更新許可、変更許可、変更届による書換えなど、許可証に係る履歴を日付とともに記載すること。

新規許可の場合は、1行目に許可日及び「新規許可」を記入することとし、新規許可後の状況を許可証の交付の際に追加していくものとする。なお、更新許可の際には、当該更新許可を行った日以前の変更許可、変更届又は廃止届による書換えの履歴は省略することとする。

例1：新規許可の場合

平成11年12月1日 新規許可

例2：変更許可の場合

平成9年10月9日 新規許可

平成11年12月1日 変更許可

例3：更新許可の場合

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月1日 更新許可

例4：変更届による書換えの場合

平成6年10月9日 新規許可

平成8年4月1日 住所変更

平成9年11月1日 変更許可

平成10年6月29日 代表者変更

平成11年1月14日 品目の一部廃止

平成11年3月1日 許可証の再交付

例5：変更許可、変更届による書換えの後の更新許可の場合

例4の場合で、平成11年10月9日に更新許可を行うと、

平成6年10月9日 新規許可

平成11年10月9日 更新許可

例6：更新許可申請について、従前の許可の有効期間の満了後に更新許可を行った場合（法第14条第3項が適用される場合）

例3の場合で、平成11年12月15日に更新許可を行うと、

平成6年12月1日 新規許可

平成11年12月15日 更新許可

（なお、同条第4項に規定する従前の許可の有効期間の満了の日の翌日は、平成11年12月1日となる。）

変更事項に係る日付の例は次のとおりである。

住所変更 … 登記事項証明書中の変更（移転）の日（登記の日ではない。）

住民票の転入又は転居の日（届出の日ではない。）

組織変更 … 登記事項証明書中の変更の日（登記の日ではない。）

代表者変更 … 登記事項証明書中の就任の日（登記の日ではない。）

変更届による書換えにおいて、代表者変更、住所変更等2以上の項目で変更があった場合には、変更のあった事項ごとに履歴を記載すること。なお、法令の該当規定における規定の順序に記載すること。

オ、カ （略）

第7-3-(2) 処分業の許可証

ア （略）

イ (ア)、(イ) （略）

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号
下表のとおりとする。

| | 設 置 年 月 日 | 設置許可年月日 | 設置許可番号 |
|---|--|-------------------------------------|----------|
| 法第 15 条第 1 項の規定による許可施設 | 処分業の用に供する施設として処分業の(変更)許可された年月日又は変更届受付年月日 | 設置許可証の年月日 <small>(注2)</small> | (変更)許可番号 |
| 平成 4 年 7 月 4 日前になされた届出施設 | | 審査通知書の年月日 <small>(注2)</small> | 審査通知書の番号 |
| 平成 9 年政令第 269 号の施行に伴ったみなし許可施設 <small>(注1)</small> | | 平成 9 年 12 月 1 日 <small>(注2)</small> | 「未付与」 |
| 平成 12 年政令第 493 号の施行に伴ったみなし許可施設 | | 平成 13 年 2 月 1 日 <small>(注2)</small> | 「未付与」 |
| 上記以外 | | — | — |

(注 1) 複数の燃焼室を合算させた場合を含む。

(注 2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を併記する。

(注 3) 譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続した施設については、当初の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(注 4) 固形燃料製造施設については、併記する破碎施設及び圧縮固化施設には同一の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(エ) (略)

ウ～カ (略)

第 7 - 4 許可証交付時の留意事項
(略)

第 7 - 5 標準処理期間
(略)

第 7 - 6 収集運搬業許可証交付後の事務処理
(略)

第 8 申請者等の適格性の照会事務
(略)

対 照 表

改 正 後

(ウ) 設置年月日、設置許可年月日及び設置許可番号
下表のとおりとする。

| | 設 置 年 月 日 | 設置許可年月日 | 設置許可番号 |
|---|--|---------------------------------|----------|
| 法第 15 条第 1 項の規定による許可施設 | 処分業の用に供する施設として処分業の(変更)許可された年月日又は変更届受付年月日 | 設置許可証の年月日 ^(注2) | (変更)許可番号 |
| 平成 4 年 7 月 4 日前になされた届出施設 | | 審査通知書の年月日 ^(注2) | 審査通知書の番号 |
| 平成 9 年政令第 269 号の施行に伴ったみなし許可施設 ^(注1) | | 平成 9 年 12 月 1 日 ^(注2) | 「未付与」 |
| 平成 12 年政令第 493 号の施行に伴ったみなし許可施設 | | 平成 13 年 2 月 1 日 ^(注2) | 「未付与」 |
| 上記以外 | | — | — |

(注 1) 複数の燃烧室を合算させた場合を含む。

(注 2) 構造規模変更許可された施設については、構造規模変更許可年月日を記載する。

(注 3) 譲受け若しくは借受け、許可施設設置者である法人の合併若しくは分割又は相続した施設については、当初の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(注 4) 固形燃料製造施設については、併記する破碎施設及び圧縮固化施設には同一の設置許可年月日及び設置許可番号を記載する。

(エ) (略)

ウ～カ (略)

第 7-4 許可証交付時の留意事項
(略)

第 7-5 標準処理期間
(略)

第 7-6 収集運搬業許可証交付後の事務処理
(略)

第 8 申請者等の適格性の照会事務
(略)

別紙1 分析項目一覧

表：省略

- 1 産業廃棄物の試験検査は、排出事業者が年1回以上行うものである。
- 2 ○印、△印は、実施すべき分析項目を示す。
- 3 ○印については、必ず実施すべき分析項目を示す。
- 4 △印については、次により省略することができる。
 - (＊1) 総水銀が検出されなければ省略することができる。
 - (＊2) 政令で定める事業所（いわゆる特定排出事業所）に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができる。
 - (＊3) 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）又は廃酸・廃アルカリに該当しない場合にあつては、省略することができる。
 - (＊4) 廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができる。
- 5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱うこと。
- 6 過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごと分析すること。
- 7 前項の規定にかかわらず、次の汚泥等の分析は省略することができる。
 - (1) 食料品製造業から排出される汚泥及びガソリンスタンドの洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができる。
 - (2) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外は省略することができる。
 - (3) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができる。
 - (4) 鋳物廃砂については、全項目省略することができる。
- 8 製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物（バッテリー、試薬等）については、廃棄物リサイクル課及び関係健康福祉センターと協議の上、省略することができる。

対 照 表

改 正 後

別紙1 分析項目一覧

表：省略

- 1 産業廃棄物の試験検査は、排出事業者が年1回以上行うものである。
- 2 ○印、△印は、実施すべき分析項目を示す。
- 3 ○印については、必ず実施すべき分析項目を示す。
- 4 △印については、次により省略することができる。
 - (*1) 総水銀が検出されなければ省略することができる。
 - (*2) 政令で定める事業所（いわゆる特定排出事業所）に該当しない場合であって、製造過程等発生フローからみて含有するおそれがないものについては、省略することができる。
 - (*3) 廃棄物焼却炉である特定施設（ダイオキシン類対策特別措置法第2条第2項に規定する特定施設をいう。***4について同じ。**）において産業廃棄物の焼却に伴って生じた汚泥（廃ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）又は廃酸・廃アルカリに該当しない場合にあつては、省略することができる。
 - (*4) 廃棄物焼却炉である特定施設において産業廃棄物の焼却に伴って生じたばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。）又は燃え殻に該当しない場合にあつては、省略することができる。
- 5 政令第2条第13号に掲げる廃棄物については、処理前の廃棄物に準じて取り扱うこと。
- 6 過去3年以内の分析値が基準の1/2以上であった項目については、搬出時ごと分析すること。
- 7 前項の規定にかかわらず、次の汚泥等の分析は省略することができる。
 - (5) 食料品製造業から排出される汚泥及び**水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第71号に規定する自動式車両洗浄施設から発生する**洗車汚泥については、含水率及び油分以外は省略することができる。
 - (6) 動物のふん尿処理施設、土木建設工事、浄水場及び生コン製造施設から発生する汚泥については、含水率以外は省略することができる。
 - (7) クリーニング業から排出される蒸留残さ汚泥及び廃油については、全項目省略することができる。
 - (8) 鋳物廃砂については、全項目省略することができる。
- 8 製造過程等発生フローからみて含有するおそれのないものと認められる項目、または、排出時の性状、状態が購入時と変化していない廃棄物（バッテリー、試薬等）については、廃棄物リサイクル課及び関係健康福祉センターと協議の上、省略することができる。

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

改 正 前

別紙2-2

| No. | 項目 | 産業廃棄物 処 分 業 | | | 特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業 | | | 備 考 | |
|------------------|----------------|------------------|----------|----------|-------------------------------|----------|----------|---------------------------------------|---|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | | |
| ① | 事業計画の概要を記載した書類 | ◎ | ◎ (優) | ◎ (優) | ◎ | ◎ (優) | ◎ (優) | ・様式第7号の1～様式第7号の5 ※変更許可申請の場合は前後を添付。 | |
| ② | 事業の用に供する施設 | | | | | | | ※保管の場所を含む。 | |
| | 共通 | 平面図、立面図、断面図、構造図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | ※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設許可の内容と変更がない場合のみ） |
| | | 設計計算書 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | | 付近の見取図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | | 施設配置図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | ※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。 |
| | | 公図の写し | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | | 施設及び重機の写真等 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | | 産業廃棄物処理工程図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | | 保管量の上限を示す図面及び計算書 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | ※屋外で容器を用いない場合に添付。 |
| 保管高の上限を示す図面及び計算書 | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | | | |

別紙2-3

| No. | 項目 | 変更届区分 | | | | | | ア 一部廃止 | イ 全部廃止 | 備 考 |
|-----------|-----------------|-------------------|------------------|------------|--------------------|------------------|----------|-----------|--|-----|
| | | ア 住所変更 (本社) | イ 氏名・ 名称変更 | ウ 役員等変更 | エ 事業場等 所在地変更 | オ 施設・ 車両変更 | カ その他 | | | |
| | 許可申請書様式第2面及び第3面 | | | ◎ | | | | | ・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧（氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載） | |
| ① | 事業計画の概要を記載した書類 | | | | | ◎ *1 | ○ *2 | | *1 車両変更の場合は、変更前後が分かる全車両の一覧表を添付。 *2 必要に応じ添付。 | |
| ② | 事業の用に供する施設 | | | | | | *3 | | *3 必要に応じ添付。 | |
| | 共通 | 車庫配置図 | | | | ○ | ○ | | ※自動車登録番号、産業廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。 | |
| | | 付近の見取図 | | | | ◎ | ○ | | | |
| | | 車両写真 | | | | | ○ | | ※積替えに使用する重機類等を含む。 | |
| 運搬容器の仕様書等 | | | | | ○ | | | | | |

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 2

| No. | 項 目 | 許可区分 | | | 特別管理 産業廃棄物 処 分 業 | | | 備 考 | |
|-----|------------------|------------------|----------|----------|------------------------|----------|----------|---------------------------------------|---|
| | | 新規 | 更新 | 変更 | 新規 | 更新 | 変更 | | |
| ① | 事業計画の概要を記載した書類 | ◎ | ◎ (優) | ◎ (優) | ◎ | ◎ (優) | ◎ (優) | ・様式第7号の1～様式第7号の5 ※変更許可申請の場合は前後を添付。 | |
| ② | 共通 | 事業の用に供する施設 | | | | | | ※保管の場所を含む。 | |
| | 共通 | 平面図、立面図、断面図、構造図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | ※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設許可の内容と変更がない場合のみ） |
| | 共通 | 設計計算書 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | 共通 | 付近の見取図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | 共通 | 施設配置図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | ※屋外・屋内の別がわかるように区分して記載すること。 |
| | 共通 | 公図の写し | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | ※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。 |
| | 共通 | 施設及び重機の写真等 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | 共通 | 産業廃棄物処理工程図 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| | 共通 | 保管量の上限を示す図面及び計算書 | ◎ | ◎ | △ | ◎ | ◎ | △ | |
| 共通 | 保管高の上限を示す図面及び計算書 | ○ | ○ | △ | ○ | ○ | △ | ※屋外で容器を用いない場合に添付。 | |

別紙 2 - 3

| No. | 項 目 | 変更届区分 | | | | | | ア 一部 廃止 | イ 全部 廃止 | 備 考 |
|-----|-----------------|-----------------------|----------------------|----------------|------------------------|----------------------|----------|---------------|---------------|--|
| | | ア 住所 変更 (本社) | イ 氏名・ 名称 変更 | ウ 役員等 変更 | エ 事業場等 所在地 変更 | オ 施設・ 車両 変更 | カ その他 | | | |
| | 許可申請書様式第2面及び第3面 | | | ◎ | | | | | | ・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧（氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載） |
| ① | 事業計画の概要を記載した書類 | | | | | ◎ *1 | ○ *2 | | | *1 車両変更の場合は、変更前後が分かる全車両の一覧表を添付。 *2 必要に応じ添付。 |
| ② | 共通 | 事業の用に供する施設 | | | | | | *3 | | *3 必要に応じ添付。 |
| | 共通 | 車庫配置図 | | | | ○ | ○ | | | |
| | 共通 | 付近の見取図 | | | | ◎ | ○ | | | ※収集運搬の業務を行う事務所及び事業場 |
| | 共通 | 車両写真 | | | | | ○ | | | ※自動車登録番号、産業廃棄物運搬車の表示及び車体形状が判読できること。 |
| | 共通 | 運搬容器の仕様書等 | | | | | ○ | | | ※積替えに使用する重機類等を含む。 |

要領名 静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（平成12年2月28日制定）

| 改 正 前 | | | | | | | | | |
|-------|------------------|-------------------|------------------|------------|--------------------|-----------|-----------|-------------------|---|
| 別紙2-4 | | | | | | | | | |
| No. | 変更届区分 項目 | ア 住所変更 (本社) | イ 名称変更 氏名・ | ウ 役員等変更 | エ 事業場等 所在地変更 | オ 施設変更 | ア 一部廃止 | イ 全部廃止 | 備考 |
| | 許可申請書様式第2面及び第3面 | | | ◎ | | | | | ・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧（氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載） |
| ① | 事業計画の概要を記載した書類 | ○ | | | ○ | ◎ | ○ *1 | | ・様式第7号の1から第7号の5（該当部分のみ、変更前後を添付） *1 必要に応じ添付。 |
| ② | 事業の用に供する施設 | | | | | | *2 | | ※保管の場所を含む。 *2 必要に応じ添付。 |
| | 共通 | 平面図、立面図、断面図、構造図 | | | | ○ | ○ | | ※法第15条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書（定期検査結果通知書）の写しで代用可。（施設許可の内容と変更がない場合のみ） |
| | | 設計計算書 | | | | ○ | ○ | | |
| | | 付近の見取図 | | | | ◎ | ○ | | |
| | | 施設配置図 | | | | ○ | ◎ | | |
| | | 公図の写し | | | | ○ | ○ | | ※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。 |
| | | 施設及び重機の写真等 | | | | ○ | ◎ | | |
| | | 産業廃棄物処理工程図 | | | | ○ | ○ | | |
| | 保管量の上限を示す図面及び計算書 | | | | ○ | ○ | | | |
| | 保管高の上限を示す図面及び計算書 | | | | ○ | ○ | | ※屋外で容器を用いない場合に添付。 | |

対 照 表

改 正 後

別紙 2 - 4

| No. | 変更届区分 項目 | ア 住所変更 (本社) | イ 氏名・ 名称変更 | ウ 役員等変更 | エ 事業場等 所在地変更 | オ 施設変更 | ア 一部廃止 | イ 全部廃止 | 備 考 |
|-----|---------------------|-------------------|------------------|------------|--------------------|-----------|-----------|-------------------|---|
| | | | | | | | | | |
| | 許可申請書様式第 2 面及び第 3 面 | | | ◎ | | | | | ・変更前後の役員、出資者又は使用人の一覧(氏名、生年月日、役職名、呼称、本籍及び住所を記載) |
| ① | 事業計画の概要を記載した書類 | ○ | | | ○ | ◎ | ○ *1 | | ・様式第 7 号の 1 から第 7 号の 5 (該当部分のみ、変更前後を添付) *1 必要に応じ添付。 |
| ② | 事業の用に供する施設 | | | | | | *2 | | ※保管の場所を含む。 *2 必要に応じ添付。 |
| | 共通 | 平面図、立面図、断面図、構造図 | | | | ○ | ○ | | ※法第 15 条施設は、施設設置許可証及び施設使用前検査確認通知書(定期検査結果通知書)の写しで代用可。(施設許可の内容と変更がない場合のみ) |
| | | 設計計算書 | | | | ○ | ○ | | |
| | | 付近の見取図 | | | | ◎ | ○ | | |
| | | 施設配置図 | | | | ○ | ◎ | | ※屋外・屋内の別がわかるように区分して記載すること。 |
| | | 公図の写し | | | | ○ | ○ | | ※処理施設に係る土地の所在、地番、地目及び所有者を明記。 |
| | | 施設及び重機の写真等 | | | | ○ | ◎ | | |
| | | 産業廃棄物処理工程図 | | | | ○ | ○ | | |
| | | 保管量の上限を示す図面及び計算書 | | | | ○ | ○ | | |
| | 保管高の上限を示す図面及び計算書 | | | | ○ | ○ | | ※屋外で容器を用いない場合に添付。 | |